

県南広域振興局長告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年2月9日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 胆沢金ヶ崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胆沢郡金ヶ崎町永沢野中20番1地先から4番1地先まで	新	m 21.3~13.9	m 225.2
	旧	20.0~10.7	225.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 令和3年2月9日から同年3月9日まで